

令和元年宇治田原町文教厚生常任委員会

令和元年6月14日

午前10時開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第19号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
を制定するについて

日程第2 各課所管事項報告

○介護医療課所管

- ・国民健康保険税当初賦課状況について
- ・介護保険料当初賦課状況について

○健康児童課所管

- ・地域子育て支援センター事業（平成30年度事業報告）（令和元年度事業計画）について

○社会教育課所管

- ・公共図書館蔵書の不法投棄について

日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	6番	原田周一	委員
副委員長	10番	浅田晃弘	委員
	1番	山内実貴子	委員
	2番	山本精	委員
	4番	垣内秋弘	委員
	8番	松本健治	委員
	12番	谷口整	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
教育長	奥村博己君
健康福祉部長	久野村觀光君
教育部長	光嶋隆君
企画財政課長	矢野里志君
福祉課課長補佐	市川博己君
介護医療課長	廣島照美君
介護医療課課長補佐	塚本吏君
健康児童課長	立原信子君
保健センター所長	中地智之君
宇治田原保育所長	山下愛子君
地域子育て支援 センター所長	青山晃子君
学校教育課長	岩井直子君
学校教育課課長補佐	細矢和彦君
学校給食 共同調理場所長	下岡寛史君
社会教育課長	清水清君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前10時00分

○委員長（原田周一） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は文教厚生常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席いただきまことにありがとうございます。

本委員会は6月6日の開会日に上程され、付託されました議案第19号の付託議案審査及び所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局より資料につきましてもお手元に配付いたしておりますので、ご確認願います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において不適切な発言等ありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ありがとうございます。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、6月定例会開会中におきます文教厚生常任委員会を開催いただきましてまことにありがとうございます。また、原田委員長、浅田副委員長のもと、各委員にはいろいろとお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思っています。また、連日、開会中、一般質問等々で大変ご苦労いただきまして、お疲れいただいていると思っておりますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思っています。

本町の名産でございますお茶につきましては、今年は萌芽宣言が少し遅れたというような状況でございましたけれども、5月に思わぬ低温に見舞われまして、非常にお茶農家の皆さんには苦労をかけたところでございますけれども、ようやく一番茶も終わったというふうにも聞いておりまして、この月、6月21日には宇治田原町のお茶の品評会が開催されるというようなところでございます。

また、風物詩として蛩も、今年は非常に町内を幻想的に飛び交っているというようなことで、町内外からもたくさん見に来られているというようなところでございまして、こういった環境を後世にもしっかりと伝えていかなければならないと、このようにも感じているところでございます。

また、この月になりますと梅雨の時期ということで、まだ梅雨入り宣言はされていま

せんけれども、いよいよこの来週の頭ぐらいには宣言されるんやないかというふうに思っておりますけれど、それ以前にこういった時期になりますと非常に雨が多く、昨年も本当に豪雨等で災害も出ているわけがございますけれども、町といたしましても、そういった時期でもございますので、なお一層気を引き締めてしっかり気象情報、また気象状況、こういったところにもしっかりと頭に入れながら、職員がしっかりと一丸となってそういった防災対策にも万全にしていきたいというふうにも思っているところでございます。

また、こういう時期でもございますので、非常に体調の崩しやすい時期ということもございますけれども、各委員におかれましてもまず健康に、今後ともますますお体にはご自愛いただく中でご活躍を賜りたいというふうにも思っておるところでございます。

今日はそういった中の委員長のほうから冒頭にございましたけれども、付託議案審査をお願いするのが1件ございまして、また、各課のほうから所管事項報告ということでいろいろとご報告させていただきますので、どうぞよろしく最後までお願い申し上げ、どうぞご可決を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、簡単ですが、開会に当たりましてのお礼とご挨拶をさせていただきたいというふうに思います。お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（原田周一） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の文教厚生常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について、議案第19号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。久野村健康福祉部長。

○健康福祉部長（久野村観光） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの議案第19号についてご説明させていただきたいと思っております。

議案第19号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律、また災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、災害援護資金の貸し付けにかかる保証人、利率、また償還方法の規定を改正するものでございます。

議案第19号に資料として添付させていただいておりますA4の概要版でございます

が、これをもとにご説明させていただきたいと思います。

従来、年3%の固定利率が設定されておったところでございますが、今般の法改正等によりまして、市町村の判断に基づきこれよりも低い利率での貸し付けを条件として制定できるというような内容改正があったことに伴いまして、今回、改正させていただくものでございます。

2番の改正内容でございますが、利率、今、申し上げました現行3.0%、固定利率であったものを市町村の判断で改定をすることができるという法改正に伴いまして、今般条例改正のところで1.5%、当初の貸付利率の半分という形にさせていただいております。この1.5%の設定につきましては、東日本大震災時の特例の災害援護資金の貸付利率でございますが、1.5%という形の率を採用されておられますので、その率を採用させていただいております。それに伴いまして、保証人につきましても、現行制度では必ず置くと、必要であるという形であったものが東日本大震災の特例によりまして、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は1.5%という形を運用されておられますので、それに準じて本町のほうも改正をさせていただきまして、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は1.5%という運用をするべく条例改正をさせていただいております。

それと、もう一点、償還方法でございますが、従来、年賦と半年賦があったわけでございますが、今般、新たに月割りの償還ができるという形の改正もございまして、月賦というものを追記させていただいております。

改正内容につきましては、以上3点、条例改正を行っておるところでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。谷口議長、お願いします。

○議長（谷口 整） 今回、これ、借りやすく制度改正されるということなんですけれども、まず一つ、保証人を立てない場合は云々とあるんやけれども、保証人が必置やというのはどこかに、今の条例に載っているんですか。

○委員長（原田周一） 久野村健康福祉部長。

○健康福祉部長（久野村観光） 災害弔慰金支給等に関する法令施行令のほうに保証人という第8条がございまして、旧条例でございますが、災害援護資金の貸し付けを受けようとするものは保証人を立てなければならない、これは第8条が今般削られているという形でございますので、保証人立てる立てないというのも町村の判断という形になった

ところでございますので、立てない場合は1.5%、保証人がある場合は無利子という形に設定をさせていただいたところでございます。

○委員長（原田周一） 谷口議長。

○議長（谷口 整） 省令やから、これ条例のほうには出てきていなかったんですね。

次に、これ今、現在、この資金を借りられている件数はありますか。

○委員長（原田周一） 久野村部長。

○健康福祉部長（久野村観光） ただいまのご質問ですけれども、本件の援護資金の貸し付け、本町では従来、今までないという形になっております。

○委員長（原田周一） 谷口議長。

○議長（谷口 整） ないということで、そういう滞納とか、そこらの関係があるのかなというのを聞いたかったんですけれども、それはわかりませんよね。

今回、保証人を外してもいいということになれば、これ果たして、きちっと償還してもらえんかどうか、そこら辺はどういうふうに考えてはるんですか。

○委員長（原田周一） 久野村部長。

○健康福祉部長（久野村観光） この災害弔慰金援護資金の貸し付け等によりますのは、災害救助法の適用という形でなってくるわけですが、東日本の大震災のときにも保証人が必置という形であればなかなか貸し付けができなかったということも踏まえまして、災害に遭われた方に対しての救済措置をするということで、できるだけ借りやすくという形をさせていただいております。この1.5%につきましても、本来、市町村が取り入れる償還義務と、事務費に当たるという形で聞いておりますので、本町のほうも貸し付けに当たっては十分留意する中で貸し付けをさせていただき、償還等につきましては、この資金も国、府の資金の貸し付けになりますので、それらをよう見きわめる中で制度運営をしていきたいと考えております。

○委員長（原田周一） 谷口議長。

○議長（谷口 整） 災害時の困ったときに借りやすい資金が借りられる、また公的な資金が借りられるということは非常に制度としてはいいんですけれども、やっぱりこれはあくまでも資金なんで、借りたもんは返す、これは当たり前。だから、そこんところがこれでは担保できひんのかなというふうに思うたんですけれども、恐らく、借りて返せていない方も結構いはるのかなと、勝手に推測するんですけれども、その辺がちょっと気になったんですが、災害という特殊性を鑑みれば、これも仕方がないのかなというふうに思います。以上です。

○委員長（原田周一） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

議案第19号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員。よって議案第19号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、文教厚生常任委員会へ付託されました議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、文教厚生常任委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

以上で、本員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また、総務建設常任委員会に付託されている議案につきましても、6月20日の本会議において討論される方は、討論通告書を6月18日火曜日午後5時までに議長宛て提出ください。

日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、介護医療課所管の国民健康保険税当初賦課状況について、説明を求めます。廣島介護医療課長。

○介護医療課長（廣島照美） それでは、介護医療課所管の国民健康保険税当初賦課状況についてご報告をさせていただきたいと思います。

資料のほうA4縦の1枚物の資料のほうをごらんください。

この6月に住民税賦課及び介護保険料賦課に続きまして、国民健康保険税賦課作業のほうを実施させていただき、6月12日水曜日に納税通知書のほうを送付させていただいております。

1つ目の賦課状況でございます。

当初賦課額につきまして、医療分が1億4,697万円、介護保険分が2,148万4,700円、現役世代の後期高齢者医療の支援金分が5,782万2,200円となっております。

その下、医療分につきまして、昨年度との比較を載せておまして、調定額につきまして、昨年度と比較しまして、70万2,300円の増というふうになっております。またその下に1人当たり、医療分の1人当たりの保険税の調定額等を上げさせていただいておりますけれども、1人当たり6万5,965円ということで、昨年度と比較しますと2,260円の増というふうになっております。

その下に被保険者数、本算定日現在の被保険者数を計算させていただいております。被保険者数につきましては2,228人ということで、昨年度と比較しますと68人の減少というふうになっております。要因につきましては、社会保険の適用拡大の影響が引き続きあること、また、後期高齢医療への移行する被保険者の増が考えられるところでございます。

次に、裏面をごらんください。

2つ目の平成31年度税制改正による影響等でございます。

先日の6日に条例改正、専決処分につきまして、ご承認いただいた関係でございます。令和元年度におきましては、負担能力に応じた負担を求めるため、賦課限度額の引き上げにより高所得者に負担を求めるとともに、低所得者世帯の負担軽減を図るため、軽減措置の算定基準の拡充を実施しております。

賦課限度額の改正につきましては、医療分が61万円となりまして、昨年度から3万円増額となっております。その下に限度額超過世帯及び超過額のほうを掲載しております。医療分につきまして、今年度16世帯377万7,582円超過しておまして、昨年度と比較しますと4世帯の減、また超過額につきましては17万9,871円の超過というふうになっております。

その下、軽減措置対象者の拡充でございますけれども、所得判定基準額につきまして引き上げになっておまして、昨年27万5,000円が今年度は28万円、5万円引き上げとなっております。また、2割軽減につきましては、50万円が51万円、1万円引き上げとなっている状況でございます。

(「5,000円引き上げと違うか」と呼ぶ者あり)

○介護医療課長(廣島照美) 5,000円引き上げ、すみません。申し訳ございません

ん。

5割軽減の所得判定基準額につきましては、27万5,000円が28万円と5,000円の引き上げでございます。訂正させていただきます。

その下に、医療分における軽減世帯数及び軽減額のほうを上げさせていただいております。今回の軽減措置対象で該当する部分の5割軽減につきまして、昨年度と比較しますと22世帯の減、2割軽減につきましては、増減はない状況でございました。

また、この未申告世帯の方も今の時点ではおられるところでございます。軽減世帯数については、当初賦課時点で未申告の世帯は軽減されておりませんので、今後、申告により増える見込みではございます。今回、通知のほうを送らせていただきました同封の説明文書の中に未申告の場合、申告を促すような内容を掲載させていただいているところでございます。説明につきましては以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、介護保険料当初賦課状況について、説明を求めます。廣島介護医療課長。

○介護医療課長（廣島照美） 続きまして、介護保険料当初賦課状況について報告をさせていただきます。

A4、1枚物の横の資料のほうをごらんください。

こちらの介護保険料の当初賦課、対象者につきましては、第1号被保険者として、65歳以上の方が対象となっております。こちら先ほどの国保税と同様に、6月12日水曜日に納入通知書のほうを送付させていただいております。

あと、介護保険料につきましては、こちら条例改正の専決処分についてご承認いただいた部分が段階の第1段階から第3段階までが保険料の軽減強化に対象となっている部分でございます。年額、また算定方法の割合につきましては軽減がかかっているところでございます。

対象者につきましては、昨年度と比較しまして増減の比較的多かった部分でいきますと、第4段階につきましては昨年度と比較しますと27人の減となっております。

また、第8段階につきましては、昨年度と比較しますと43人増えている状況でございます。

また、全体の人数でいきますと、昨年度から比較しますと41人増の2,773人と

なっているところでございます。

一番下の賦課合計額でございますけれども、今年度1億8,635万1,500円となりまして、昨年度と比較しますと240万6,800円の増となっているところでございます。

また、1人当たりの保険料を算出させていただきましたところ、1人当たり今年度6万7,202円となりまして、昨年度と比較しますと128円の減となっております。

こちらの介護保険料につきましても未申告の方がおられる、今のところおられる状況でございます。未申告の場合は第5段階の基準額の金額で賦課させていただいて、通知書のほうを送付させていただいているところでございまして、未申告の方には納付通知書のほうに申告のほう促す文書のほうを同封させていただいているところでございます。説明につきましては以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） これにて質疑を終了いたします。

次に、健康児童課所管の地域子育て支援センター事業（平成30年度事業報告）（令和元年度事業計画）について、説明を求めます。青山地域子育て支援センター所長。

○地域子育て支援センター所長（青山晃子） それでは、地域子育て支援センターの平成30年度事業報告及び令和元年度事業計画について、先にお配りいたしました冊子によりご説明申し上げます。

冊子2ページが昨年度の事業概要でございます。

前年度と変わった点は、②の「パパママハッピープロジェクト」子育て家庭応援事業です。29年度のみんなで子育て・孫育て事業の趣旨を継承し、地域の方々を含め、皆で子育てを見守っていこうという趣旨のもと事業を展開してまいりました。

次に、各事業についてでございます。各事業の詳細については3ページから8ページに載せております。

それから、平成30年度の成果として9ページに載せております。9ページをごらんください。

すみません、この中に間違いが2点ほどございます。訂正をお願いいたします。

1つ目は上の表の妊娠届出者の出生後のセンターの把握状況の表でございます。平成30年度の対象者数ですが23なのですが、表の左下の吹き出しの部分、6月3日時点

での対象者が13となっております。すみません、正しくは23でございます。訂正お願いいたします。

それから、右から2つ目の枠ですけれども、29年度の把握率が125%としておりますが、詳しく申しますと124.53%でございます。訂正のほどよろしくお願いいたします。

9ページの30年度成果ですが、3つほど挙げさせていただいております。

1つ目ですが、29年度から母子手帳交付後の家庭の把握率の調査を始めました。

子育て支援センターにおいて、母子手帳交付時に妊婦さんと面談を行っているため、全ての妊婦さんと顔を合わせることができております。妊婦さんが出産されてからの様子を把握している状況を調査したのが下記の表となっております。対象者に対し、何らかの形でかかわりを持っている方の人数で調査いたしました。把握できているという定義としましては、3つの点で考えました。1つ目はファミリーサポート等を含めた子育て支援センターの利用、それから2つ目は保健師による発達等のフォロー、3つ目に一時保育を含めた保育所利用、この3点により把握しているとさせていただいております。

29年度は表のとおり、届け出数53に対し、センター利用が48名、保健師によるフォローが8名、それから保育所利用10名でございました。複数利用もありますため、把握率としましては124.53%となっております。

29年度に届を出された全ての方とかかわりを持てているということになります。これは小さな町ならではの思いですし、安心して子育てができる町と思っていただける材料になるのではないかと考えております。

30年度に関しましては、届け出者数53名に対し、対象者が23名となっております。これは妊娠届を出された方がまだ出産の予定日に達しておられないためです。対象の23というのは既に出産された方の人数ということになります。その他として転出者や流産、諸事情により他の市町に出生届を出された方も除いております。30年度調査に関しましては、6月の時点で対象者23人であり、分母として少ないんですけれども、30年度の最終の届け出が3月14日ですので、出産されるのが11月ごろになります。ですので、全て把握できるとすれば年が明けたころになろうかと思っております。また調査をして報告できたらと思っております。

現時点での利用状況としましては、センターの利用が13名、保健師フォローが3名、保育所利用3名で合計19名の方とかかわりが持っております。把握率としましては82.6%でございます。かかわりが持っていない方は4名ということになりますが、

皆さん、緑苑坂地区の方でございます。子育て家庭の最も多い地区であり、今後のセンターの事業展開に反映していくべき結果だと考えております。

それから、成果の2つ目として、センターを利用される方が増加しています。

来所される方は何かしら悩みやしんどさを抱えて来られている状況がありますので、センタースタッフも日常的に話を聞かせてもらっています。どのぐらいの件数になるのか、今までは会話の中で流していたんですけれども、相談を拾い上げてみたものが下記の相談件数表でございます。イベントのないときの日常の利用の増加と比例するように、悩みを話される方も増加しているように見受けられましたので調べてみました。これは30年度の数字ではないのですが、恐らく、今までもこのぐらいの相談、受けてきたと思いますので、参考に載せております。会話の中から拾い上げたものが一月で37件、内容も発達や生活、仕事など多岐にわたっております。

センターには臨床心理士によるカウンセリング事業もございますし、また保健師もおりますので、もっと重たいケースは専門家として相談を受けられる体制をとっておりますが、日常において利用される方は専門家に言うほどではないけれども、誰かにしんどさを聞いてほしいと思って来所されておりますので、そのあたり、丁寧に拾い上げることが大事かと思っております。

センターの究極の目的が虐待防止でありますので、虐待というのは特別な人が特別な状況であるのではなく、子育てのしんどさの中で誰にでも起こり得ることかと思っております。昨今ニュースになっております幼い子への虐待も日常的に誰かが寄り添い話を聞いてくれれば防げたこともあるのではないかと考えます。そのあたりで子育て家庭の孤立防止、虐待防止につながればと思っております。

成果の3つ目としましては、町内の資源の活用に関してございます。

宇治田原町には魅力のある資源や人材が多くあることに改めて焦点を当てまして、施設や人材を活用しました。引っ越してこられた子育て世帯も多うございますので、宇治田原町のことをよく知らない方も多くおられます。昨年の例ですと、奥山田や、やんたんに出かける機会がありまして、自分たちだけではとても行けないけれども、みんなで行って見たら楽しかったという声をいただきまして、その後、家族や友人を誘って、また行って見たら喜んでもらったというお声もいただいております。宇治田原の魅力を知ってもらえる良い機会になったと思いますし、またこういう良さが口コミで広がり、住んでよかったと思っただけなのではないかと期待しております。

次に、11ページでございます。令和元年度の事業概要でございます。昨年度に引き

続き事業展開してまいりたいと思っております。

12ページは今年度の課題でございます。先ほどから申しておりますように、小さな町の利点を生かし、地域のみんなで子育て家庭を応援できるような事業を展開していく所存でございます。以上です。

○委員長（原田周一） これにて説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。松本委員。

○委員（松本健治） 質疑をさせてもらうというよりも、私、昨日に新潟の高岡でしたか、ああいう市の職員の方が子どもさんをお母さんが床に落として殺害したというような話がありました。本当に残念な、気の毒なことが発生したなという一つの例として出ていました。それもやはりノイローゼ、本当に細かいことまでわかりませんが、ノイローゼによるものだということでありました。育児ノイローゼですね。こういうことも非常に、ちょうど、この資料をいただいているやつ、もう一度見直しているときに、そのニュースを聞きましたんで、やっぱりこの事業の大切さというか、こういうものを非常に痛感しました。いずれにしても母親が、その母親が育児ノイローゼにかかるほど追い詰められていたということになるんじゃないかなと思うんですが、それを打ち明けられる友達なり、そういう機関、そういうものがどんなに、うまくつながっていないと言いますか、そういうようなことがあったんだろうなというように思いますんで、ぜひぜひ、いろいろこういうサポート事業をやっていただいていますので、今後とも、私申し上げたいのは激励を申し上げたいと思いますんで、ぜひぜひ、一人でもこういうことのないように、サポートできるように、ぜひお願いしておきたいなというふうに思います。

ですから、質疑じゃないんですか、何かありますか。

○委員長（原田周一） 何かございますか。青山所長。

○地域子育て支援センター所長（青山晃子） ありがとうございます。私たち、そうやっていますけれども、私たちだけではできないことも多くございます。

昨日も緑苑坂地区に出かけさせていただきまして、老人クラブの方と一緒に事業を展開して、昨日初回だったんですけども、させていただきました。その中でやっぱり私たちもちろん大事なんですけども、近所の方さえ知らないという、この町にもそういう状況がありますので、そういう身近なところに駆け込める、相談、ちょっとお話できる人がいる、ちょっと見てもらえる人がいるというのがとても大事だなと痛感しております。

昨年、災害が、地震が起きたときにも不安に思って、だけど近所知らないし、支

援センターに来ましたという方がたくさんいらっしゃいました。その中で、やはり地域のつながりは大事だなと痛感した次第でございます。ですので、私たちもそうなんですけれども、今年度、また地域の力、皆様の力をお借りして、事業を展開してまいりたいと思いますので、どうぞお力添えのほどよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） 今の緑苑坂の話出ていましたけれども、我々も議員という立場、また地域の一人として、またそういうことについてはサポート、援助できるところについてはしていきたいなというふうに思ひますので、今後また継続して頑張っていただきたいなというふうに思ひます。どうもありがとうございます。

○委員長（原田周一） ほかに質疑のある方ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） これにて質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び所管事項の報告を終了いたしますが、その他委員から何かございましたら挙手願ひます。松本委員。

○委員（松本健治） ちょっと1点、ちょっと時間が経過している内容なんで恐縮であります。この4月の時点である福祉の役員クラスが町の職員のほうに採用されて、その役職を離れられたということがありました。非常に現職任期がある中で急遽かわられたというようなことで、非常に大きな戸惑いと非常に疑問、そういうことを感じました。それとやはり地域である程度、役職を持っている者に対して、そういう形で町のメンバーとして働かれるような立場へ持っていかれること自体は非常に地域にとっても困ることでありまして、少なくともこういうようなやり方で、表現は悪いかもしれませんが、引き抜きされたら、本当に地域にとっては困る。この辺について、例えば、今後、絶対にそういうことはやっぱりケースによって違うかもしれませんが、避けていただきたいというふうに思ひます。非常にちょっと幅の広い影響が、正直言うてありますので、私自身、ちょっとびっくりをいたしましたので、その辺、申し上げておきたいというふうに思ひます。何かありましたら、願ひします。

○委員長（原田周一） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご指摘でございますけれども、常日ごろからいろいろ地域の中でもご苦勞をいただいているというふうな方がたくさんおられるわけでござい

ますけれども、その中、町としてもその人の状況もまた、その人の考え方もいろいろと異なる場合もあるんですけれども、町のほうにお願いをしていく場合については、やはりそれは地域の問題があるものの、例えば、試験を実施するとか、またそういう公的な立場の中での雇用、そういったもんも勘案しながら採用等々もやってきているところでございますけれども、そういう今、ご意見もあつたことについては十分に頭の中には日ごろからは認識しておりますけれども、ただその人のご意向というのもございますし、ただ町としても無理やり引き抜いていこうと、こういうふうなことの考えは元からないわけでございますし、一定のルールに基づいた中でお願いをしていくというようなことは多々あるわけでございますけれども、そういった点にも注視をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） いろんな事情があるということもあるんでしょうけれども、正直言いまして、スタンダードじゃない、今回のケースは。やっぱり少なくともそれに基づいていろいろ運営を、そこはそこ、地域は地域でやっているわけですから、その辺はやっぱり、一方ではやっぱり今後もそういう立場の人に対して、役所として、役場として非常にかかわり深いわけです。だから、今、こういう形で替わられたら、そういう立場の人というのは町との関係も非常にややこしいんです。現に、いろんな人事で替わったかて対応せざるを得ないということもあるわけです。だから、やっぱりそれは避けてきたというのはそういう意味だと思いますので、もうこれ以上結構ですけれども、今後絶対ないようにしてほしいなというふうに思います。

○委員長（原田周一） 今の答弁よろしいですか。

○委員（松本健治） はい、結構です。

○委員長（原田周一） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございます。

当局から何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） なしということで、これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前10時44分

○委員長（原田周一） それでは、休憩前に引き続き、会議を始めます。

それでは、教育委員会所管分に係る事項について進めます。

社会教育課所管の公共図書館蔵書の不法投棄についてを説明求めます。清水社会教育課長。

○社会教育課長（清水 清） それでは説明に入ります前に、大変申し訳ございませんけれども、資料に一部誤りがございましたので、訂正のほうお願いしたいと思います。中ほど、5月14日火曜日の1行目、また3行目の町教育委員会の「委」のほうがダブっておりますので、お詫びを申し上げ、訂正をさせていただきたいと思います。

それでは、公共図書館蔵書の不法投棄につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、(1)概要でございます。

発生場所につきましては、禅定寺大田原で、猿丸神社から1、2キロ入った大峰林道付近の民有林でございます。

投棄の状況につきましては、宇治市、京田辺市、八幡市、城陽市、精華町等のバーコードのついた書籍が赤い紐で縛られた状態で200冊超、投棄されておりました。

(2)本町におけます経過でございます。

5月8日水曜日には、本町住民から禅定寺・大峰林道にて、紐で縛られて投棄されていた図書の本を発見した旨、図書館職員に報告がありました。報告内容といたしましては、投棄されていた本を一見したところ、宇治田原町立図書館の本はなかったものの、他市町の図書館の本が投棄されていたとのことでございました。不法投棄の疑いから、教育委員会より建設環境課に連絡をし、建設環境課職員が現場確認をしたところがございます。

5月13日には、宇治市白川で同様の不法投棄があったことが報道されたことから、宇治市教育委員会に本町内において図書館蔵書の不法投棄あったことを連絡いたしました。

5月14日には、京田辺市図書館より本町内の投棄場所へ職員が確認に行く旨の連絡があったことから、そちらに向かったところ、宇治田原町交番の警察官も到着しており、現場確認と事情聴取を行っておられたところがございます。その後、田辺警察署生活安全課が投棄されている現場に到着され、現場確認後、投棄本全てを田辺警察署に持ち帰られました。

5月17日には、木津川市立図書館より先日、16日に新たに木津川市内で発見され

た投棄本の中に本町立図書館の本が1冊見つかった旨の連絡があったところでございます。

(3)といたしまして、今後、今回の事象以降の対応といたしましては、①緊急点検の実施としまして、既に実施はしておるところでございますけれども、図書館職員により、館内を巡回し、目視で蔵書の確認を行いました。今後も返却された本の返却作業、書架整理の都度、蔵書の確認を行っております。

②としまして、一斉点検の実施としまして、本年度更新予定の図書館システム更新時——10月でございますけれども——に蔵書点検を実施する予定をしております。

③として、5月29日に開催されました京都府南部図書館等連絡協議会での情報共有、情報交換をもとに、被害のあった関係市町と被害届等の対応について協議をしていく予定でございます。

④引き続き、職員が図書館内の巡回、見回りを強化するとともに、掲示物による注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

公共図書館蔵書の不法投棄につきましては以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。いかがですか。垣内委員。

○委員（垣内秋弘） これ、今回、今までにあまりなかったような事象が発生したということで、今回、この原因といいますか、要因はお掴みになっておられるのでしょうか。

○委員長（原田周一） 清水課長。

○社会教育課長（清水 清） 原因といいますのは、新聞でも出ていたところではございますけれども、確実な原因、誰がやったとか、どういう目的でやったとかということにつきましては、現時点におきましても、まだ判明していないところでございます。

○委員長（原田周一） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） いずれにしてもあまりよくない、よくないというか、あつてはならないことだと思うんですが、ということは原因がわからないということは再発防止も打てないということですか。

○委員長（原田周一） 清水課長。

○社会教育課長（清水 清） 本町の町立図書館につきましては、1冊の被害があったわけでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、職員の巡回の強化と出口付近に「貸出手続は済まされましたか」というような張り紙をするなど、盗難防止に力を入れてまいりたいと考えております。

また、図書館の出入り口付近に防犯カメラの設置の検討も進めているところでございます。以上でございます。

○委員長（原田周一） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） なかなか他市町にまたがる話でございますので、そこら辺は今後、十分連携として、よその市町はどういうような対策を打っておるんかわかりませんが、いずれにしても連携をとっていただいて、これはもう再発防止とか、あるいはまた今後、管理の部分で、もう少しシビアに、強化に努めていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（原田周一） ほかにございませぬか。松本委員。

○委員（松本健治） 垣内委員も先に同様の話をおっしゃっていますが、考えられるケースというのは、多分、うちが少ないというか、1冊やったというのは、顔がやっぱりほかの図書館と比べて、大きな図書館と比べて、明らかに司書なんかから見たらわかると思う。普段から会ってない人だというようなこともあって、以外のところ、大きなところはやっぱり手配される人が非常に多い部分もありますから、そういう規模感の違いもあるんだらうというふうに思ひますけれども、うちも現実こうやってあるということは、その人が複数じゃなくて、ここら単独的な人の犯行かなというふうに私、思ひますけれども、そういうことから、今、カメラの話しようかなと思ひたんですが、先ほど進めているということをおっしゃったんで、それで結構なんですけど、ただ進めているんじゃないかと、いつ、どうするのか、いつごろ、その辺をちょっともう一度確認しておきたいと思ひます。

○委員長（原田周一） 清水課長。

○社会教育課長（清水 清） 防犯カメラにつきましては、平成29年に安全・安心まちづくりICT推進機構、SAPICという通称、呼ばれているところなんですけれども、そこと町のほうで協定をしております。その協定に基づきまして、自動販売機を活用した防犯カメラの整備事業ということで、そちらでちょっと今、話を進めているところでございますので、できれば早い時期に整備のほうを、図書館の出入り口付近にもするような形で整備を進めたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） いや、ですから、早い時期やけれども、それを聞きたかったんです。早い時期やけれども、こういう発生して、もうあちこちでこういうのが、事例が出て、今収まっているかもしれないけれども、あるわけですから、検討を進めていますじゃ

なく、そういう話じゃなくて、やっぱりもう少し、ちょっと敏感になってほしいなという感じがするわけで。その辺をちょっと、聞きたかったんです。本当に町なり、町民の、住民の財産ですから、まず宇治田原の場合は、最初言いましたように、ちょっとほかの市町の大きなところとは違うんですけども、可能性はこうやってあったわけですから、もう少し感受性を持って対応してほしいというふうに思っていますけれども、どうでしょうか。

○委員長（原田周一） 清水課長。

○社会教育課長（清水 清） すみません、具体的には日にちまでは決まっていないんですけども、7月中を目処に防犯カメラの設置をしまいたいと考えております。7月末までに整備をできればというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（原田周一） 松本委員、よろしいですか。

○委員（松本健治） 申しあげましたように、町そして住民の貴重な財産でありますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長（原田周一） 谷口議長。

○議長（谷口 整） ちょっと、もう少し深く聞きたいと思うんですけども、まず、本町の図書館での年間の不明数、これ、蔵書点検、これ、年に1回ですか、行ってはったらいわゆる棚卸し的に確認されたら帳尻の合わん不明数が出ると思うんですが、まず、不明数、年間どれぐらいありますか。

○委員長（原田周一） 清水課長。

○社会教育課長（清水 清） 過去3年間で申し上げますと、平成30年度不明となった資料でございます、6冊、平成29年度には12冊、平成28年度には6冊ということになってございます。

○委員長（原田周一） 谷口議長。

○議長（谷口 整） 思うてたよりも少ない数だったんで、ちょっとびっくりというか、きちっと管理されているんだなというふうに改めて思ったんですが、次に、本町図書館の今、現在の蔵書数、それと、年間新たに購入する分、また傷み等は修復とか修繕とかされるんでしょうけれども、それに間に合わん分で廃棄される分、この数字はどうなっていますか。

○委員長（原田周一） 清水課長。

○社会教育課長（清水 清） 4月1日現在の蔵書数が8万6,869冊になってございます。廃棄する分につきましては、その年々によって、変わりますので、すみません、

現在、ちょっと今、数字を持っていないところがございます。

もう一点、購入数につきましても、すみません、選書会議をする中で決めてございますので、月によって変わるということがございます。以上です。

○委員長（原田周一） 谷口議長。

○議長（谷口 整） 次に、廃棄はどういうふうな形で廃棄をされているんですか。

○委員長（原田周一） 基準ですね。

○議長（谷口 整） 基準じゃなく、廃棄の処分の仕方。

○委員長（原田周一） 清水課長。

○社会教育課長（清水 清） ほかの図書館でも同じかとは思いますが、バーコードでありますとか、町立図書館と書いたそういうものにつきましては全て剥がした形で廃棄をする形をとっております。よろしいですか。

○委員長（原田周一） 谷口議長。

○議長（谷口 整） 古紙として再利用されているのか、もうほかして、処分してはるのか、ちょっとどんなやり方でやってはるのか聞いたかったんが1点と、ということは、札がついていないということは、今回の事案で処分の業者が不法投棄したという可能性はないということでもいいわけですね。

○委員長（原田周一） 清水課長。

○社会教育課長（清水 清） はい、先に後のほうの話ですけれども、業者が投棄したということは、ほかの図書館も聞いているところではないということがございます。ほかの図書館でもそういうバーコードにつきましては剥がした形で廃棄をしております。

廃棄になる図書のほうでございますけれども、毎年、2月ごろリサイクル市というものをさせていただいております。昨年といたしますか、今年の2月の例でいきますと、約2,500冊の部分でリサイクル市に出しまして、そのうち持ち帰りが803冊あったところがございます。それ以外の図書につきましては、廃棄なり、図書によってはそのまま残すなり、そういった仕分けをしたところがございます。

○委員長（原田周一） 谷口議長。

○議長（谷口 整） 町の貴重な文化の財産である図書が廃棄後もリサイクル市ですか、そういうことなりでいろいろ活用されているということを知ったのとあわせて、先ほどの不明の冊数の少ないとかいうこともあって、松本委員も先ほど言われたように、顔の見える形での小規模図書館がゆえのいい面がたくさんあるのかなということも改めて感じさせていただきました。適正にきちっと管理されているというのもお聞きをして、安

心をさせていただきました。これからも引き続いてよろしくお願いをいたします。以上。

○委員長（原田周一） ほかに質疑のある方ございませんか。この件、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） これにて質疑を終了いたします。以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の所管事項の報告を終了いたしますが、その他委員から何かございましたら挙手願います。松本委員。

○委員（松本健治） ちょっと何点か確認したいというふうに思います。

1つは、6月7日に子ども・地域の安心・安全活動に係る講演会の案内、いただきまして、私も見守りのメンバーとしていただいたんだろーということ、出席をさせていただきました。議員も私以外にも何名かお越しいただいております、それぞれ地域で、全然、あまりそういう話はしていないんですが、地域、地域でそういう活動をしていただいているんだなというふうに思いました。

その中で、先般、警察の方のそういうお話を頂戴したんですけども、それはそれでタイムリーに川崎の殺傷事件の関係でお話しいただきましたので、しかし、どうしているのかという感じで思いました。というのも、私自身があの日発生した直後、どういうことか状況がわかりませんでしたので、本当にこれ、見守りをやっている者が子どもを守り切ることができるのかというのは、非常に正直言うて難しいというふうに思いましたし、全く自信ない。しかし、子どもたちは現にずっと毎日登校していくわけですし、できるだけそういうことに遭う、遭遇する機会を減らすことぐらいしかできないなというふうに私は思っています。

そのためにあの会議はお聞きするよりも、皆さんの意見交換が非常に有意義な場でありました。だから、これだけ見守りという宇治田原町の中で一口に見守りと言っても、全然違った形でやっておられるなというふうに思いました。それはいろんな歴史経過もありますでしょうし、地域の特性もあるんだろーと思いますし、一律にする必要は多分必要ないだろーと思いますけれども、ただ、もっとやはり皆さんの意見を本当に一方通行じゃなくて聞ける場を相互にもっとできたらいいなと、また、回数もできたらいいなと思いました。

特に、この間の問題点は教育委員会が主催かもしれませんが、警察の方に対して我々そういう見守りで感じていることを申し上げているわけです。何か意味ないんです。やっぱり、お互いに意見交換をできるように、ああいう机の、教室の形式で並んで

前向きに、警察の方があまり事情を知らん人にそんなこと聞いて、あの人らも全然、わからないんだろうというふうに思うんです。一般的なことはわかるかもしれない。我々もやっぱり、その中で僕がやっていることを、日ごろ感じてはることをお聞きすることによって、非常に有益な情報も持っておられましたので。

ただ、ああいう座り方というのは絶対だめやなと思うんです。少なくともこういうお互いにディスカッションできるような形でやってもらわんことには困る。ただ、申し上げましたように、タイムリーに開いてもらったことはいいんです。せやけど、やり方について、今後、もう少し、もう少しどころかいろいろ考えてほしいなど。回数も含めて考えてほしいなど。

もう一つ願いは、あの人数というのは出席依頼を出されて、ご案内を出されて返ってきて出席されたというのが多分半分ぐらいもないんじゃないですか、どうか知りませんが。その辺、わかったら、また聞かせてほしいなどと思うんです。

そんなことで、非常にやっていただいたことはありがたいし、タイムリーやったなどというふうに思いますけれども、もう少し、やり方を考えてほしい。それと、教育委員会だけの問題じゃないんで、防犯という意味では役場の当局も必要ですし、交通という意味では、これも役場の総務なんかが必要なんで、やっぱりあんなことをやるんやったら、もう少し考えて対応していただきたかったなというのが率直な感想です。その辺、まずお伺いしたいと思います。

○委員長（原田周一） 岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） 失礼いたします。

まずは、ご出席いただきました議員の皆様、どうもありがとうございました。先ほど、松本委員のほうからもおっしゃっていただいたんですが、特に事件以降、見守り隊の方が、お一人が小学校の先生のほうに、やはり見守り隊としてのご不安な点がどうしても拭い去れなくて、今不安な状態にいるんです。何か皆さんとお話できる機会があればいいんですがというようなことで訴えられたということをお伺いして、早急にこちらといたしましても、そういう場が必要であるというふうに思いました。

ということで、本当にお声がけだけで、知っている方だけの、まずはお声がけということで見守り隊、交通指導員、それから巡視員の方にお声がけをさせていただきましたところ、当日、28名の方、ご出席をいただいたところでございます。ただ、先ほどご指摘いただきましたとおり、その場では警察の方からこういうケースについてはこういう心の持ち方であったり、こういう対応がいいんじゃないかということのお話を伺う中

で、不安に思っていることを少しでも拭い去ることができたらということで、こちらといたしましても、ちょっとご指摘をいただきました設定の仕方については問題があったかとは思いますが、今まで、集まっていただいて、お互いお話をされる機会もなかったもので、本当にあの期間は、有意義な時間は持っていただけたかなとは思いますが。

教育委員会といたしましても、今後もまたそういう見守り隊の方々中心にしたああいふ場を設定はしていきたいというふうに思っておりますし、その場でいろんなご意見出て、ホイッスルを持たせてほしいとかというようなこともございましたので、今、それに対応すべく、ちょっと値段のほうとかも検討しているところでございます。今後につきましては、先ほどご指摘ございましたように、やはり防犯、交通安全といった町全体を挙げて子どもたちを守っていくということになりますので、関係課、特に総務課、そして学校現場と連携しながら、今後はもう少し枠を広げて、地域の方々、また保護者の方々も寄っていただく中でそういった講演会等も開催をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） たびたび申し上げましたけれども、非常にタイムリーな時期にやっていただいたことは非常によかったなというふうに思っています。申し上げましたように、私もあのときに感じたことはお話ししましたように、非常にどう、それじゃしていったらええのかというのは、本当に。せやけれども、これはこれだというのがないんです。だから、できるだけやっぱりいろんな人が多く出ていただいて、その雰囲気非常に、この間の事件でももっとたくさん大人がいたら、あそこにも、ちょっと遠くの場合、スクールバスの場合とちょっと違いますけれども、ちょっと抑止力働いたんじゃないかなというふうに思いますので。

こういう宇治田原の状況でも、これは本当にどう、そういうの起こったらどうしたらええのか、今ぐらいの人数でしたら、南の老中、名村、ここだけですわ、あんだけようけ居はるの。以外のところは、銘城台でも、そのの拠点にいらっしゃいますけれども、複数じゃ、多分ないんですね。複数、同じところにいてはりますか。

（「朝は横断歩道のところに。」と呼ぶ者あり）

○委員（松本健治） ああ、ごめんなさい、僕が直接聞いて悪いな。直接、私、質問したらいけないけれども、ちょっと、そういうような感じがして、私、見ていて、全体はちょっと、私も見ていないんですけれども、やっぱりもう少し、ボリュームがもうちょっと欲しいなというのは感じがします。なかなか、ちょっとそれがまた行けないんで、私

も以前始めたのが、区長のときにこういう松寿会という老人クラブのメンバーの機能としてはこういう見守りというのは、これからはもう非常に大事ですよと言うて、区長になったときにお願いしたんです。きつう反発食らいましたけれども。でもやっぱりそうだと思うんです、なかなか働いておられる方たちがそういう対応をできないんで。だから、もう少しいろんなことをちょっと、お互い意見交換して、何か対応したかったなというのがこの間の会議の印象です、私は。今後とも、ぜひよろしくお願ひしたいなというように思います。

○委員長（原田周一） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ちょっと私からも、今の松本委員のことに関連して、この間の私も研修会、参加させていただきまして、お話も一部させていただいたんですが、やはり見守りのあれで、緑苑坂、非常に子どもさんの数が多いんですが、恐らく教育委員会に登録されているのが15、6人じゃないかと思うんです。だけど、現実は今、毎朝立っているのは3名なんです。その3名の中からも、もっと今のお話のように何とか人数を増やせないかという話が出ているんですが、なかなか一本釣り、お願ひに行くというの難しい状況にあると。そこで教育委員会として、どうしたらそういう協力してもらえるのかというようなことを自治会なんかには教育委員会から働きかけていただいて、今、言われたように見守りの人数を増やす、そういう方策もちょっと考えていただきたいと思うんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） この件につきましては、先日の一般質問等でもいろいろ頂戴いたしました。その中の答弁の中で、今後、ながら見守り等の重要性というものを皆様方にお知らせをしますとともに、やはり、もう一度、教育委員会といたしましても、見守り隊の人数、状況のチェックをする、あるいは110番の家との連携、そういったものも考えていくということで、今、準備をしているところでございます。また、地域の方々につきましては、こういった状況をお伝えする中で、ご協力をいただけるようであればご登録のほうお願ひをしたいと思っておりますので、そういったチラシ等の声かけはさせていただきたいと考えております。

○委員長（原田周一） ありがとうございます。ほかにございせんか。

○委員（松本健治） ほかの件でよろしいか。

○委員長（原田周一） ほかの件、その他、結構です。どうぞ。何か、松本委員、ございせんか。はい、松本委員。

○委員（松本健治） 先ほどの件はそういうことで、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それと、同じく6月7日に、学校公開で、小学校の。私も参観に行きました。実はその前に登校時に6年生の、うちの班長の子がいなかったんです、土曜日の日、学校公開の日。これはどういうことかなと思って、こんな時期やから余計、ちょっと神経使って、思ったんですが、よく聞いてみるとスポーツの、子どものスポーツの団体の試合があって、今日はお休みしていますと。これ多分、1人や2人違うと思うんです、試合ということは。当時は、ああいう形で学校公開で皆さん、保護者の方も見えていますけれども、そういうわけであるのに、児童も一生懸命やっているのにそういう半ば放任なのか何か知りませんが、そういうことで休まれているということがありました。全体でどうだったかも、私も人数は知りませんが。しかし、これは、やっぱりスポーツのそういう団体で試合だった、これはそういう面では、それは一生懸命、スポーツを私も奨励している立場多いんですけれども、いいんですけれども、これは学校があるときに、公開でやっているときに、そういうことを優先するというのはどうなんかなというふうに思いました。ですから、その辺、保護者はもちろん希望をされていたんだろうというふうに思っていますけれども、ちょっとこれは本末転倒しておるなというふうに思う。その辺どうでしょうか。答えていただけますか。

○委員長（原田周一） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 委員のおっしゃるように、小学校、当然義務教育でございますので、学校の授業を受けるというのは基本ではございますが、学校以外でスポーツ、いろんなスポーツをされているという子どもさんもおられますので、今回のように土曜日が当初の4月段階では多分予定なかったか、その辺もあるんですけれども、重なったということでございます。当然、本人であったり、保護者の意向を尊重しているということで、今回、何人の方が学校を休んでそちらへ行かれたということは聞いております。あとで、当然、それは聞いたんですけれども、指導者の方も学校のほうに報告するなりして、保護者と事前に協議された上で行く人、試合には行かずに学校行くと、両方あったらいいですけれども、学校としても強制はせずに、保護者に委ねたということでしたというふうには聞いております。以上です。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） 教育委員会、今、教育長、お話しだったんですけれども、どういう立場でお話しされているのかわかりませんが、私は教育委員会が、学校の運営そ

のものの直接については、逐一全て教育委員会のお伺いを立ててということにはならんのかもしれませんけれども、基本的なスタンスとして、そういうことはいいんですかと思うんです。いいのか。そういうことを優先したら、もう何か、一つのルールのもとに子どもたちもやっぱり学校生活を送っていくわけですから、その辺が基本的にいいのかどうかというのが、ちょっと今の関係、言い方だと第三者的に物をずっと言うてはるなあという感じがするんですけども、どうでしょうか。

○委員長（原田周一） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 最初に、基本はやはり学校ということは、私、今、話したつもりなんですけれども、こういった重なった場合には強制じゃなしに、保護者の意見を尊重したというところでございます。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） いや、それがいいのかどうかということを知っているわけですよ。僕はやっぱり、それも大事なこともしれへんけれども、学校生活より、それじゃスポーツクラブのほうが大事なんですか、小学校のこういう義務教育の中でやる。その辺を保護者の意見を聞いて、保護者の意見どおりやりましたじゃ、それ、ちょっとどうなんかなと思うから知っているわけですよ。

○委員長（原田周一） 教育長。

○教育長（奥村博巳） 当然、学校があるんですから、学校行くというのが基本でございます。ただ、そうした重なって、前から決まっていたんか、どういった大会かは私、そこまで知りませんが、本人なり保護者がそちらに行くということで決められたということで、学校としてもそこまで強制できないということで、学校のほうも知っていますし、教育委員会としてもその辺は保護者の判断に任せたということでございます。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） 1人やかということやったら、それは中には特殊性があるかもしれへんけれども、ある程度集団でそういうことがオーケーなら、ちょっとどうなのかなと思います、それは。その辺、ちょっと、一応、私は、個人的な私の意見かもしれませんが、ちょっと申し上げておきたいというふうに思います。

それともう一点、やっぱり僕が気にしたんは、こういう事件、事故があつてるときやから、6年生とかこういう立場の小学校の子どもたちがいる中において、1年生もいるから、小さい子が、わからん子はその班長になる人の6年生の後ろついて歩いて登校するわけですよ。そういう人がちょっとおらんようになったら、ちょっと、やっぱり大きい

んです、やっぱり。これ、前、修学旅行とかあったとき、ものすごく感じるんですけども、非常にやっぱり6年生の存在というのは大きいです。特にこういう大きい事故、事件があったときだけに、僕はもうびっくりした。内容聞いたときにも、そんなことありかいなと思ったんです。

だから、どちらを軸に置いて保護者もされているのかなと思うし、それとやっぱり、それだけじゃないということをやっているんです。やっぱり見守りやっていたら、やっぱり一定と、その人の、班長さんに連れられて登校しているわけです、非常に頼りになるお姉ちゃん、お兄ちゃんに。その辺はどう考えているのかという、非常に疑問を感じました。今の教育長の意見。以上です。

○委員長（原田周一） 今の件はこれにて終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、当局から何かございますでしょうか。奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） すみません、ちょっと報告なりお願いでございますが、平成30年度の事業として整備いたしました奥山田化石ふれあい広場ですが、来る7月14日日曜日に地元の役員さん、また関係者の出席のもとオープニングセレモニーを開催することになりましたので、報告させていただきます。それと、委員の皆さんにはもう案内させてもろうてますが、明日15日午後1時30分から、令和元年度のグリーンライフカレッジ並びにことぶき大学の開講式を文化センターで開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○委員長（原田周一） ほかにございませんですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

次に、日程第3、その他を議題とします。

何かございましたら挙手願ひます。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 当局のほうもよろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、日程第3、その他について終了いたします。

本日は付託議案1件、また所管事項報告の審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことにお礼申し上げます。また、当局におかれましても詳細な説明、資料作成等、ご苦労さまでございました。

本年度も第1四半期の終盤に入り、事業執行が本格化してくる時期となりました。各所管課におかれましては、早期の着手、速やかな事業進捗を行う中において、適正な執行に努めていただきますよう強く求めておきます。

また、委員会所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないよう重ねて要望しておきます。

7月の閉会中の委員会においては第2四半期の執行状況の報告を願う予定としております。7月24日、午前10時から予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の文教厚生常任委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時26分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

文教厚生常任委員会委員長 原 田 周 一